

広報

お知らせ版
みなみふらの

No. 113

2006
4 / 1

発行：南富良野町 編集：企画課 広報統計係



住民相談窓口の共同利用が始まります

町民の皆さんからの相談については、役場の担当課において受け付けていますが、平成18年4月からは富良野市の相談窓口も併せてご利用いただけるようになります。



| | 役場担当課 | 富良野市相談窓口 |
|--|----------------------------------|--|
| <p>消費生活相談</p> <p>訪問販売など悪質商法に対する契約解除、通信販売などについての相談が受けられます。</p> | <p>産業課 商工観光係 ☎ 52-2178</p> | <p>富良野市消費生活センター (富良野市若松町17番1号 市役所隣) ☎ 39-1166 FAX 39-1167 受付時間：午前10時から午後4時まで (土曜日・日曜日・祝祭日を除く)</p> |
| <p>住民相談</p> <p>家庭内の不和、相続問題、離婚問題、借地・借家の問題、金銭の貸借や隣近所とのトラブルなどの相談が受けられます。</p> | <p>保健福祉課 社会福祉係 ☎ 52-2144</p> | <p>富良野市市民相談室 (富良野市弥生町1番1号 市役所内) ☎ 39-2301(内線2230) 受付時間：午前9時30分から午後4時30分まで (土曜日・日曜日・祝祭日を除く)</p> <p>無料法律相談 市民相談室の定期特設相談として開設されています。すべての民事問題についての相談に対し、弁護士から法律上のアドバイスを受けられます。 事前に予約が必要です。 開設日時：毎月第2日曜日 午前11時から午後3時まで 連絡先：市民課市民相談室 ☎ 39-2301(内線2230)</p> |

相談窓口のご利用にあたって

- ・相談窓口へ直接来られる方は、できるだけ事前に電話連絡をお願いします。
- ・電話での相談も受けられます。
- ・個人の秘密や相談内容は固く守られます。